

国民健康保険税 コンビニでも納付できます

国民健康保険(国保)税は、病気やけがに備え、加入者の皆さんが負担能力に応じてお金を出し合い、医療費などの支払いに充てる大切な財源です。

■納税通知書は今月13日に

平成19年度分国保税の納税通知書は、7月13日付けで加入世帯主に発送されます。納期は、7月から来年2月までの毎月で計8回です。昨年度から従来の金融機関に加え、コンビニエンスストアでも納付できるようになりました。休日や夜間にも納付できますので、ご利用ください。

■国保税額の内訳は

国保税の算出額は、平成18年中の所得などを基に算定されたもので、医療給付費分と介護納付金分(対象は満40～65歳未満)の合計額となっています(右表参照)。

世帯主がほかの社会保険などに加入していても、世帯員に国保加入者がいる場合、納税通知書は制度上世帯主あてに発送されますが、課税の対象となるのは国保に加入している人だけです。

国民健康保険税の内訳(年率・年額)

区分	医療給付費	介護納付金
所得割税率	6.7%	1.4%
資産割税率	適用なし	適用なし
被保険者均等割額(一人当たり)	20,000円	13,000円
世帯別平等割額(一世帯当たり)	13,000円	適用なし
課税限度額	530,000円	80,000円

■国保税の軽減

前年中の所得が一定額以下の世帯に、均等割額および平等割額の軽減制度があります。ただし、世帯主と加入者全員が、住民税などの所得申告をしていない場合は適用を受けることができません。申告が済んでいない加入世帯は、速やかに手続きをお願いします。

- 6割軽減…前年中の合計所得(世帯主と加入世帯員の所得)が33万円以下の世帯
- 4割軽減…前年中の合計所得(世帯主と加入世帯員の所得)が、8万5,000円に加入者1人当たり24万5,000円を加算した額以下の世帯

※災害などの特別な事情により生活が著しく困難な期間は、分割納付や減免を受けられる場合がありますので保険年金課へお問い合わせください。



保険証がカード型に

次回の更新日(10月1日)から、保険証がカード型になります。加入者一人につき、1枚ずつ持てるようになり携帯しやすく使い勝手が向上します。保険証は9月中旬から順次配達記録郵便で世帯主あてにお届けします。

国民年金保険料の免除制度 納付が困難な場合は申請を

平成19年度の国民年金保険料は14,100円です。将来年金を受け取るためには、保険料を一定期間きちんと納める必要があります。しかし、経済的な理由で納付が困難な場合は、申請をすることにより保険料の全額免除や一部免除を受けることができます。

- 全額免除…保険料の全額が免除(年金額は1/3)
- 4分の1納付…保険料の3/4が免除(年金額は1/2)
- 2分の1納付…保険料の1/2が免除(年金額は2/3)
- 4分の3納付…保険料の1/4が免除(年金額は5/6)

免除制度を利用するには、本人・配偶者・世帯主の前年の所得が、それぞれ一定額以下であることが必要です。承認期間は、平成19年7月分から20年6月分までです(平成18年7月分から19年6月分の免除を受けるに

は今月中の申請が必要)。現在、給付されている国民年金の3分の1(将来は2分の1)は国の負担で賄われています。そのため全額免除の期間があっても、受け取る年金には国の負担に相当する額が反映されます。保険料の免除や猶予を受けず、未納の状態では障がいや死亡などの事態が発生すると、これらの年金が受けられない場合があります。一部納付制度を利用しても納めるべき一部保険料に未納があれば無効となり、受給資格期間および年金額に含まれませんので注意してください。

■そのほかの免除制度

- 若年者納付猶予制度…30歳未満の人が対象(所得審査あり、年金額には反映されません)
- 学生納付特例制度…学生が対象(所得審査あり、年金額には反映されません)
- 法定免除…障害年金や生活保護を受けている人が対象(年金額は3分の1)

※くわしくは佐原社会保険事務所(☎0478-55-1661)または「ねんきんダイヤル」(☎0570-05-1165、IP電話・PHSからは☎03-6700-1165)へ。